

9 変更事項の届出

貸付（割引）実行後に次の変更事項があった場合、所定の様式（信用保証の実務解説 様式・ひな型編を参照）により協会に「届出」が必要となりますので、金融機関の支店長印を押印のうえ提出してください。なお、連帯保証人の場合も届出を要します。

変更事項	添付書類	注 意 点
氏名・法人名	個人…「戸籍謄（抄）本」（外国人の場合は、「在留カード（写）」または「特別永住者証明書（写）」） 法人…「登記事項証明書」または「商業登記簿謄（抄）本」	
住所	個人…「住民票」または「印鑑証明書」（外国人の場合は、「在留カード（写）」または「特別永住者証明書（写）」） 法人…「登記事項証明書」または「商業登記簿謄（抄）本」及び「印鑑証明書」	取扱店舗の移管を伴う場合は、別途保証付債権移管届を提出してください。
代表者	前代表者辞任、新代表者就任の確認できる「登記事項証明書」または「商業登記簿謄（抄）本」「法人印鑑証明書」「個人情報の取扱いに関する同意書」	新代表者が連帯保証人に加わっていない場合は、連帯保証人変更の条件変更の手続きを行ってください。
組織	「登記事項証明書」または「商業登記簿謄（抄）本」及び「印鑑証明書」	法人成り等、債務引受が必要な場合は、条件変更の手続きを行ってください。
合併	合併が記載された「登記事項証明書」または「商業登記簿謄本」合併により閉鎖された「登記事項証明書」または「商業登記簿謄本」	被保証人が他の会社を吸収する場合は、届出は不要です。保証審査等により必要と判断される場合には、左記添付書類のほか合併時の貸借対照表や合併協議書等を提出していただくことがあります。
連帯保証人・物上保証人の死亡	死亡された方の「除籍謄本（写）」	民法第465条の4第3号の規定により、保証人が死亡したときは、当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますので注意してください。
印鑑変更	改印後の「印鑑証明書」	
会社分割	「会社分割に係る債務承継報告書」、「会社分割に対する方針説明書」、「異議中述の催告書」または官報（写） （新設分割の場合）「会社分割計画書（写）」等 （吸収分割の場合）「会社分割契約書（写）」等、 「承継会社の登記事項証明書・要約書（写）」または「商業登記簿謄本（写）」	

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14